

ガス事業部門別収支計算書(一般ガス事業)における
当期純損失金額等の公表について(平成24年度)

平成26年3月31日
経済産業省北海道経済産業局

一般ガス事業者から提出のあった平成24年度部門別収支計算書において、大口需要部門に純損失を生じた管内の一般ガス事業者名及び純損失金額を、ガス事業部門別収支計算規則(平成16年7月8日経済産業省令第77号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

事業者名	大口需要部門純損失金額
該当事業者なし	—

参考

ガス事業部門別収支計算規則(平成16年経済産業省令第77号)抜粋

(一般ガス事業に係る部門別収支計算書等の提出等)

第4条 一般ガス事業者は、毎事業年度経過後四月以内に法第26条の2第2項の規定による提出を行わなければならない。

(大口需要部門の当期純損失金額の公表)

第5条 経済産業大臣は、法第26条の2第2項の規定により提出された前条第3項の書類において、大口需要部門に当期純損失が生じたときは、当該一般ガス事業者名及び大口需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。